

## 法教育教材作成部会開催要領

### 1 部会の開催

法教育研究会に「法教育教材作成部会」を置く。

### 2 目的

法教育研究会において検討されている法教育の内容を具体化した教材例・指導例の作成を目的とする。

### 3 作成する教材例・指導例の内容

- (1) ルール作りに関するもの
- (2) 憲法の基本原理に関するもの
- (3) 司法の仕組みなどに関するもの
- (4) 消費者保護などを題材にした私法的原則に関するもの

### 4 組織

- (1) 部会の構成員は、別紙のとおりとし、総監修2名、教材執筆グループ12名、法的助言グループ4名とする。
- (2) 教材執筆グループは、作成する教材例・指導例に応じて1グループ3名で構成することとし、各グループに主担当1名を置く。
- (3) 部会の方針は、総監修、教材執筆グループの主担当及び法的助言グループによって構成される方針立案会議で決定する。

### 5 運営

- (1) 活動期間は、本年11月末日までとする。
- (2) 部会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課で行う。
- (3) 部会の運営は非公開とするが、構成員全体が参加して行われる全体会議、方針立案会議の議事概要は公開する。
- (4) 部会が作成した教材例・指導例は、法教育研究会に提出することとする。
- (5) 部会が作成した教材例・指導例の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）は、国に帰属させる。